

## 第 67 号議案

### 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

#### 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年 2 月 19 日愛媛県指令 18 市第 1283 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 17 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

#### 附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

愛南町長 清水 雅文

#### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の一部改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条 略 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第1に定める事務については、関係市町において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>第5条～第16条 略 (広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 第1項略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表第2によるものとする。</p> <p>第18条 略 別表第1(第4条関係)</p> <p>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務</p> <p>別表第2(第17条関係) 表略</p>	<p>第1条～第3条 略 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第5条～第16条 略 (広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 第1項略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表 _____ によるものとする。</p> <p>第18条 略 (削除)</p> <p>別表 _____ (第17条関係) 表略</p>